

~改正による技術契約への影響

## 2020年1 O月29E

14:00~17:00

2020年4月1日に改正民法(債権法)が施行されました。民法は、私人間の法律関係を規律する基本法であるため、会社間の取引においても適用される大変重要な法律です。
施行された改正法は、社会・経済の変化に対応する等のために、約120年間全般的な見直しがなかった民法(債権法)を全面的に改正するものです。それ故、今回の改正は、様々な技術契約へ少なからぬ影響を及ぼします。
本セミナーでは、改正民法(債権法)の概要・適用範囲と主な論点を俯瞰した後、様々な技術契約がどのような影響を受けるのかを解説いたします。契約内容の見直しを含めた検討の端緒となれば幸いです。

開 催 形 式	Webセミナー「zoom」を使用 *受講方法等は別途お申込み者様へご案内致します *PCやタブレットなどの端末と、インターネット環境、メールアドレスが必要です
内 容	〇民法(債権法)改正の概要・適用範囲 〇民法(債権法)改正の内容 ~重要論点を中心に~ 〇民法(債権法)改正と技術契約 ~契約上の留意点(改正による技術契約への影響を踏まえた契約規定の見直しを見据えて)~
対 象	都内中小企業の方(注1)、都内個人事業主の方
講師	弁護士 藤井 幹晴 氏 (八重洲グローカル法律事務所) (略歴) 上智大学法学部を卒業後、1996年に弁護士登録。日本弁護士連合会の司法制度調査会委員長、第一東京弁護士会の司法制度調査委員会委員長、綱紀委員会委員を歴任。現在は東京簡易裁判所民事調停委員、第一東京弁護士会懲戒委員会委員等を務める。
定員	150名 参加費 無料

- (注1)大企業の方、士業及びコンサルタントの方等の受講はご遠慮頂いております。 また、大企業の関連会社の方、都外の方は定員の関係上、受講をお断りさせて頂く場合があります。
- (注2) 申し込み後に受講をキャンセルする場合は、なるべく早めにご連絡ください。 事前のご連絡がなかった場合、以降の受講をお断りさせて頂く場合があります。
- (注3) セミナーの録音・録画は禁止とさせていただきます。

#### ◆ 申 込 ◆ (裏面参照)

当センターホームページ (https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/)からお申込みください。

問い合わせ先 公益財団法人東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター セミナー担当 (電話) 03-3832-3656

# 民法(債権法)改正知財セミナー

~改正による技術契約への影響~ 2020年10月29日(木)

14:00~17:00

申込期限:2020年10月26日(月)12:00

#### ◆申込方法◆

当センターホームページ (https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/)からお申込みください。

- ※「入力フォーム」への入力は「ネットクラブ会員サービス」へのご登録が必要です。 ご登録がお済みでない方は、ご登録をお願いいたします。
- 1.会員登録ページからメールアドレスを入力
- 2.受信したメールのURLから会員情報を入力
- 3.会員登録をしたらこのページに戻り、「こちらからお申込みください」よりID (メールアドレス)、パスワードにより申込入力画面に遷移します。

注意:ネットクラブ会員の登録だけでは、申し込みになりませんのでご注意ください。

# 参加方法 事前準備

本セミナーは、オンラインで開催します。

当日は「Zoom」を使用します。

※ お申し込みをいただいた方に、受講日の1~2日前頃にメールにて当日の視聴方法の ご案内を送付いたします。

### 事前準備

- ※ PCやタブレットなどの端末と、インターネット環境、メールアドレスが必要です。
- ※ wifi環境では接続が不安定になる恐れがあるため、有線(LANケーブル)の使用を 推奨します。

#### ■申込者情報のお取り扱いについて■

利用者 (公財)東京都中小企業振興公社(東京都知的財産総合センター)

利用目的 1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

2 各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記2を希望されない方は当該事業担当者までご連絡ください。

※個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、公社ホームページ(https://www.tokyo-kosha.or.jp)より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。



~東京2020大会等を契機とするビジネスチャンスはこのサイトから~ ビジネスチャンス・ナビ2020 Q ビジネスチャンスナビ で検索!